

<p>作業の定義</p>	<p>手工具等を使用し、提示された図面等に基づき「木取り」、「木作り」、「墨付け」、「仕上げ」、「組立て」、「仕込み・釣込み」等の諸工程をとおして木製家具(注)の製品を製作・加工する作業をいう。                  ※注 家具とは(日本標準商品分類から家具に分類されているものを抜粋(小分類)した。)                  たんす類、戸だな類、たな類、箱類、フオノキャビネット、机類、テーブル(卓子)類、鏡台類、台類、いす(椅子)及び腰掛け、ベッド類、ロッカー類、器物台類、帽子掛け及びかさ(傘)立、ベビーサークル及び揺らん、サービスワゴン、本立(ブックエンドを含む)及びマガジンラック、黒板、冷蔵庫(電気を使用しない冷蔵庫)、火ばち、教壇及び演壇、ふみ台、家具の部分品及び付属品、その他の家具をいい、いずれも木製のものをいう。複数の材料で製作されるものにあつては50%を超える部分(容積)が木材及び木質材料であること。</p>		
<p>必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)</p>	<p>第1号技能実習</p>	<p>第2号技能実習</p>	<p>第3号技能実習</p>
	<p>1 家具手加工作業                  ①工作現寸図の作成作業                  ②木取り作業                  ③家具の工作作業                  1.部材の墨付け作業                  2.木工用器工具の使用及び調整作業                  3.接合のための加工作業                  4.家具の組立て作業                  5.木工機械による加工作業                  ④金具類の取付け作業</p>	<p>1 家具手加工作業                  ①工作現寸図の作成作業                  ②木取り作業                  ③家具の工作作業                  1.部材の墨付け作業                  2.木工用器工具の使用及び調整作業                  3.工作用ジグ及び取付け具の使用                  4.接合のための加工作業                  5.接着工作作業                  6.家具の組立て作業                  7.木工機械による加工作業                  ④金具類の取付け作業</p>	<p>1 家具手加工作業                  ①工作現寸図の作成作業                  ②木取り作業                  ③型板及び定規の製作作業                  ④家具の工作作業                  1.複雑な部材の墨付け作業                  2.木工用器工具の使用及び調整作業                  3.工作用ジグ及び取付け具の使用                  4.接合のための加工作業                  5.接着工作作業                  6.複雑な家具の組立て及び仕上げ作業                  7.木工機械による加工作業                  ⑤金具類の取付け作業</p>
	<p>(2)安全衛生業務                  ①雇入れ時等の安全衛生教育                  ②作業開始時の点検作業                  ③家具製作職種に必要な整理整頓作業                  ④木工機械の点検等及び周囲の安全確認作業                  ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業                  ⑥木材加工用機械の安全装置(反ばつ予防装置、歯の接触予防装置、覆い等、治具・工具等)の点検作業                  ⑦安全装置の使用等による安全作業                  ⑧危険性、有害性の排除及び応急処置対応作業</p> <p style="text-align: right;">※</p>		
<p>関連業務、周辺業務(上記必須業務に関する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連業務                  ①手工具刃物(かんな刃・のみ)の研磨作業                  ②手かんなの下端調整作                  ③木地の仕上げ作業                  ④木材の乾燥作業                  (2)周辺業務                  ①木材乾燥作業時における木材の積積み、保管作業                  ②木工機械刃物の研磨作業                  ③木工機械の点検・精度検査作業                  ④多軸ボーリングマシンによるだぼ加工作業                  ⑤木工用NC機械による加工作業                  ⑥エアプレスによる組立て作業                  ⑦木工塗装作業                  ⑧家具製品の梱包作業                  (3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務)                  上記※に同じ</p>		
<p>使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>以下の①、②のうち一つ以上必ず使用すること。                  ①木材                  天然木材                  1.広葉樹                  2.針葉樹                  ②木質系材料                  1.合板                  2.化粧合板                  3.化粧単板(突き板)                  4.パーティクルボード                  5.ファイバーボード(木質繊維板)                  6.集成材                  7.積層材(LVL)</p>		
<p>使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①以下の1.、2.、3.、4.を含む五つ以上を必ず使用すること。                  1.木工用手工具                  2.昇降傾斜丸のご盤                  3.手押かんな盤                  4.自動1面かんな盤                  5.パネルソー                  6.角のみ盤                  7.ボール盤                  ②必要に応じて使用する機械、設備、器具等                  1.木工用電動工具(ドリル類、丸のご盤、かんな、ルータ、トリマ、ジョイントカッタ、サンダ類)及びエア機器(コンプレッサ、タッカ等)                  2.丸のご盤(軸傾斜丸のご盤、横切丸のご盤、パネルソー、リップソー等)                  3.木工用帯のご盤                  4.仕上かんな盤                  5.木工フライス盤(面取り盤、ルータ)                  6.ほぞ取り盤(立軸ほぞ取り盤、横軸ほぞ取り盤)                  7.組継ぎ機械(ダブテールマシン、コーナロッキングマシン)                  8.NC加工機(NCボーラ、NCルータ、NC複合機)                  9.研削機械(ベルトサンダ)                  10.組合せ木工機械</p>		

	11.木工プレス(スクリューププレス、油圧プレス) 12.組立機械(テーブルプレス、ボディプレス、縁貼り機) 13.木工工具仕上機械(かなな刃研削盤、超硬丸のこ歯研削盤) 14.木工用集塵機 15.木材乾燥用の設備類(天然乾燥場、人工乾燥装置)
製品等の例(該当するものを選択すること。)  ①たんす類 1.和たんす 2.洋たんす 3.整理たんす(チェスト) ②戸だな類 1.飾り戸だな(すみ(隅)だなを含む。) 2.書籍戸だな(本箱を含む。) 3.サイドボード(カップボード) 4.食器戸だな(水屋、はえ帳を含む。) 5.茶だな(茶たんす) 6.整理戸だな類 7.陳列戸だな 8.げた箱 ③たな類 1.書だな 2.飾りだな 3.陳列だな 4.整理だな ④箱類 1.衣類整理箱 2.裁縫箱 3.がん(玩)具箱 4.レコードキャビネット 5.事務用整理箱 6.木製厨子(仏壇) 7.小物整理箱(CD・DVDラックを含む)	いずれも木製のをいう。複数の材料で製作されるものにあつては50%を超える部分が木材及び木質材料であること。 ⑤フオノキャビネット 1.ラジオキャビネット 2.テレビキャビネット 3.ステレオキャビネット ⑥机類 1.座机 2.立机 3.学校用机 ⑦テーブル(卓子)類 1.座卓 2.立卓 ⑧鏡台類 1.一面鏡台 2.三面鏡台 3.姫鏡台 4.姿見(脚付き) 5.壁掛け鏡 6.ドレッサー ⑨台類 1.調理台 2.配ぜん(膳)台 3.流し台 4.ガス台 5.作業台 6.実験台 7.陳列台 8.売場台(カウンターを含む。) ⑩いす(椅子)及び腰掛け 1.ソファ(1人用ひじなし) 2.スツール 3.座いす 4.小いす 5.ひじ掛けいす(ソファを含む。) 6.長いす(ソファベンチを含む。) 7.寝いす(安楽いすを含む。) 8.乳幼児用いす 9.特殊用途のいす ⑪ベッド類 1.普通ベッド 2.ハリウッドベッド 3.二段ベッド 4.ベビーベッド 5.スタディオベッド 6.コンバーチブルベッド 7.特殊用途ベッド(ホテル用ベッド、 寄宿舎・寮用ベッド、車両用ベッド、 船舶用ベッド) ⑫ロッカー類 1.更衣用ロッカー 2.物品用ロッカー ⑬器物台類 1.花器台 2.植木台 3.電話台 4.置物台 5.テレビ台 6.囲碁・将棋盤用の台 7.見台 ⑭その他の木製家具 1.帽子掛け及びかさ(傘)立 2.ペビーサークル及び揺らん 3.サービスマシン 4.本立(ブックエンドを含む。) 及びマガジンラック 5.黒板 6.冷蔵庫(電気を使用 しない冷蔵庫) 7.火ばち 8.教壇及び演壇 9.ふみ台
移行対象職種・ 作業とはならない 業務例	1.とう(籐)・杞柳(きりゅう)・竹を主材料とする家具製作作業 2.金属及び合成樹脂を主体とする家具製作作業 3.木工旋盤、木工ろくろ、丸棒削り盤等による木製ハット、椀、盆、丸棒等単独品の旋削加工作業 4.建築用構造材加工機(プレカット加工機)によるほぞ及びほぞ穴の加工作業 5.鋳物用木型、帽子・靴・菓子などの木型及び木製模型の製作作業並びに木彫り作業 6.建築物用の建具、間仕切り、造り付け棚等の木製品製作作業 7.積み木、パズル、その他の遊具等の玩具製作作業 8.鏡縁、額縁、画入れ額縁、置物等の装飾品製作作業 9.行灯(あんどん)及び提灯(ちょうちん)製作作業 10.木彫り面の面打ち作業及び木彫(もくちょう)仏像、木彫り欄間(らんま)等の彫刻作業 11.商業施設、展示施設、各種イベント展示会場等における商品装飾展示作業、設計・制作施工作業または仮設物製作作業 12.上記の関連業務及び周辺業務のみの場合